

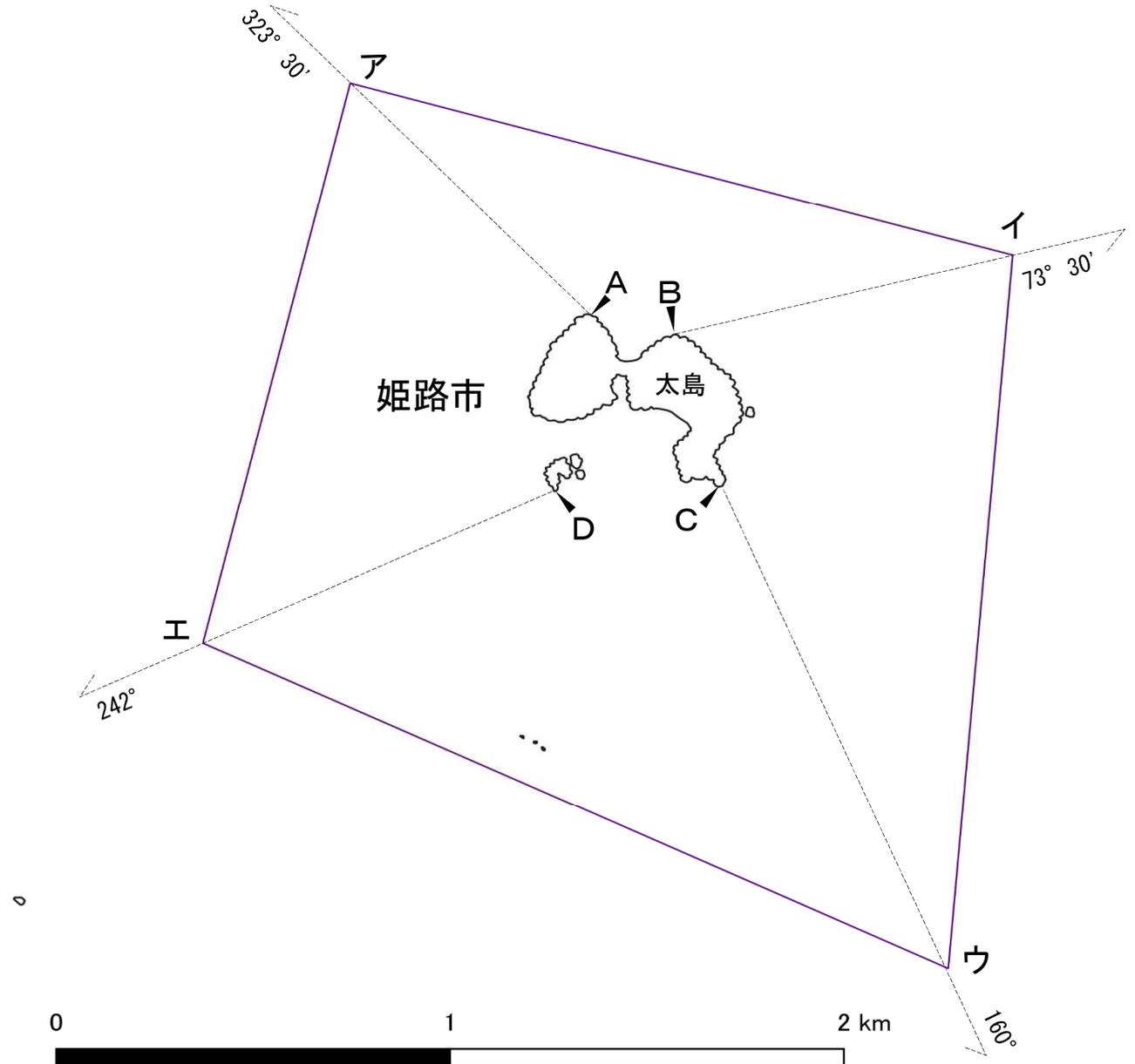
免許番号 共第70号

漁場の位置 姫路市家島町太島地先

漁場の区域 次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

- A 姫路市家島町太島北西の鼻
(北緯34度40.76分、東経134度36.46分)
- B 姫路市家島町太島モサキ
(北緯34度40.73分、東経134度36.58分)
- C 姫路市家島町太島タカノス南端
(北緯34度40.51分、東経134度36.64分)
- D 姫路市家島町太島ドウゼン
(北緯34度40.50分、東経134度36.42分)
- ア Aから323度30分800メートルの点
(北緯34度41.11分、東経134度36.15分)
- イ Bから73度30分750メートルの点
(北緯34度40.85分、東経134度37.05分)
- ウ Cから160度1,400メートルの点
(北緯34度39.80分、東経134度36.96分)
- エ Dから242度840メートルの点
(北緯34度40.29分、東経134度35.93分)



表示 番号	表 示											
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日		存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期			制限又は条件
1	1	わかめ漁業		2月1日から6月30日まで		1	うに漁業		1月1日から12月31日まで			潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
	1	ひじき漁業		11月1日から6月30日まで		1	なまこ漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	いぎす漁業		4月1日から11月30日まで		1	たこ漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日まで		1	かめので漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	かき漁業		1月1日から12月31日まで		1	ほんだわら漁業		1月1日から5月31日まで			
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日まで		1	もずく漁業		1月1日から8月31日まで			
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日まで		2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日まで		2	ます網漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日まで		2	雑魚かご網漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	あかがい漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	はまぐり漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	おおのがい漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	うちむらさき漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	いがい漁業		1月1日から12月31日まで								
1	いせえび漁業		1月1日から12月31日まで									
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第70号		摘 要				

免許番号		共第70号		摘要			
共有漁業権事項							
順位番号	持分	事項	順位番号	持分	事項	備考	
	1	姫路市家島町宮110番地の1 家島漁業協同組合 姫路市家島町坊勢697番地 坊勢漁業協同組合					

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	姫路市家島町宮110番地の1 家島漁業協同組合 他1組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		